

平成29年2月2日
総務省関東管区行政評価局

知ってほしい鳥獣被害現場の実態

～ 鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査の結果 ～

今回、総務省関東管区行政評価局(局長:杉山 茂)では、管内の茨城行政評価事務所、栃木行政評価事務所及び長野行政評価事務所と共同して、鳥獣被害やその防止の取組の実態を調査し、その結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査の中で、これまで一般に明らかになつていなかつた、鳥獣の捕獲において狩猟者が負担している手間やコストの実態について、初めて把握・整理しました。

併せて、調査結果に基づき、鳥獣の農作物被害対策等が適切かつ効果的に行われるよう必要な改善措置について関係機関に通知します。

- 調査担当局所　　関東管区行政評価局、茨城行政評価事務所、栃木行政評価事務所、長野行政評価事務所
- 調査実施期間　　平成28年8月～29年2月
- 調査対象機関　　関東農政局、関東地方環境事務所、長野自然環境事務所
- 関連調査等機関　茨城県、栃木県、埼玉県、長野県、同4県内の市町(12)、関係団体等

※ 結果報告書については、関東管区行政評価局のホームページに掲載しています。
<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/kanto08.html>

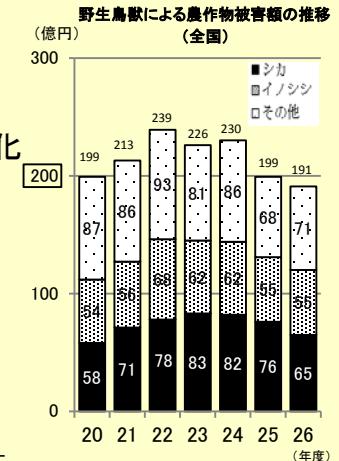
【照会先】
第一部第1評価監視官 斎藤
電話：048-600-2319

鳥獣による被害及びその防止の取組の実態調査の結果（概要）

調査の背景等

- ニホンジカやイノシシなどの鳥獣による農作物に係る被害額は、毎年、200億円前後と高止まりで推移
- さらに、林業被害や人的被害、生活環境の悪化など、中山間地等を中心に被害が深刻化
- 環境省及び農林水産省では、被害防止活動への支援に加え、平成25年12月、ニホンジカ及びイノシシの個体数を10年後(平成35年度)までに半減することを目指とした「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(参考資料P2)を策定し、捕獲活動を強化
- 農林業関係者等がどのような課題等を有し、現場において取組を行っているかの体系的な情報が不足
- また、有識者等から、以下のような意見あり。
 - ① 実際の鳥獣被害は、公表されている以上であり、営農意欲の減退等など金額では計り知れない影響も発生
 - ② 鳥獣の捕獲に掛かる様々なコスト等が捕獲に当たる狩猟者にとって大きな負担
 - ③ 捕獲した鳥獣の処分等が円滑に行えない場合があり、捕獲活動に影響

⇒ 鳥獣による被害の実態、鳥獣被害防止のための取組の実施状況や捕獲活動に伴う様々な負担・コストの実態、
捕獲した鳥獣の処分・利活用の実態等について調査



(注) 農林水産省の資料に基づき、当局において作成

【調査結果のポイント】

1 鳥獣被害等の実態

- 国が調査している農作物・森林被害は高止まり。その調査結果を公表している市町村は少数
- 調査している被害以外に様々な態様等で被害発生。把握されている被害情報の精度等から、未公表の被害も多々あり。

2 捕獲の実態と狩猟者等の負担

- 鳥獣の捕獲活動において狩猟者は相当な手間・コストを負担しながら、行政が行う活動に協力
- 捕獲活動（「指定管理鳥獣捕獲等事業」^(注)を含む。）の実施が猟友会に所属する狩猟者頼り。また、狩猟免許所持者数の減少や高齢化が進む中、当面の捕獲活動への影響を懸念する意見あり。

(注)ニホンジカ、イノシシの抜本的な捕獲強化に向けた対策として創設

3 捕獲した鳥獣の処分等

- 捕獲した鳥獣の多くは、捕獲者が埋設又は焼却により処分
- 処分に当たり、埋設場所の確保、焼却施設までの運搬等の負担が課題。利活用にも課題あり。

【調査結果（実態）が示唆するもの】

鳥獣被害防止対策の効果的な実施、国民理解の増進のためには、被害実態の把握と公表などの活用が重要

鳥獣の捕獲活動を計画的に進めるためには、作業支援を行うなどにより、狩猟者の負担軽減に配慮することが重要
また、猟友会以外の認定鳥獣捕獲等事業者^(注)等の担い手の積極的な確保・活用が重要
(注)鳥獣の捕獲等に必要な技術及び知識を有すると
都道府県知事から認定された事業者

捕獲活動を円滑に進める上で、捕獲鳥獣の利活用、処分に係る負担軽減の取組の徹底など、処分の効率化が重要

1 鳥獣被害等の実態

背景等

- 環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の状況等について定期的に調査
(鳥獣保護管理法第78条の2)

- 国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況などについて調査
(鳥獣被害防止特措法第13条第1項)

国及び地方公共団体はその調査の結果を公表
(鳥獣被害防止特措法第13条第3項)

- 国民理解の醸成のためには、深刻化している鳥獣被害の実態について情報提供
(「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」)

環境省では、クマ類の人身被害について、毎年各都道府県に照会し、公表

農林水産省では、「野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領」を定め、毎年度、都道府県、市町村を通じて、鳥獣による農作物の被害状況の調査を実施し、公表

林野庁では、「森林被害統計資料調査要領」を定め、火災、地震、森林病害虫等に加え、主要な野生鳥獣による森林被害面積を、都道府県等を通じて把握し、公表

主な調査結果

結果報告書P59~67、99~103

◆調査対象4県の農作物被害は減少しているものもみられるが、未だ1億円～6億円と高止まり。森林被害は長野県で顕著。いずれの被害状況についても市町村での公表例は少数

- 国が調査している農作物・森林被害（調査対象4県における鳥獣による農作物被害金額・森林被害面積の推移）

年度	長野県	群馬県	栃木県	埼玉県
平成22年度	853	262	135	170
23年度	794	291	163	163
24年度	734	308	133	133
25年度	707	296	142	142
26年度	642	354	120	120
27年度	550	372	-	-
- 農作物被害調査結果について、調査対象4県では全て公表。しかし、調査対象12市町中9市町では、次の理由等から未公表。森林被害についても同様な理由で1県(埼玉県)10市町が未公表

[未公表の市町の主な理由]

- ・ 県が県内市町村の被害情報を取りまとめて公表(4市)
- ・ 職員が被害を直接確認していない、把握できる範囲が限られるなど(3市)



◆ 国が調査している農作物・森林被害以外に様々な形態等で被害が発生しているが、把握されている被害情報の精度等から、未公表の被害も多々あり。

- 国が調査している被害以外に、以下のような被害情報あり。

- ・ ニホンジカによる自然植生被害情報(埼玉県)
- ・ シカの一般道や高速道路上での衝突事故や鉄道での列車との衝突事故発生件数(長野県)
- ・ 自家消費用の安納いも等をイノシシに踏み荒され、ほぼ全滅し、諦めた
(農業生産者)
- ・ 住宅の屋根裏に住みついたハクビシンの捕獲依頼が多い(狩猟者)



(イノシシに撞き倒されたあぜ道(中央)と荒らされた水田(右側))

- 国の調査以外で把握している被害は限定的などとして、県で公表しているものは僅か。
- また、調査対象12市町の中には、調査結果をHPに掲載している市町がある一方、残る11市町では、次の理由等から公表や情報提供されていない。

[未公表の市町の主な理由] • 正確な情報を把握していない(3市) • 被害が少ない、程度が軽い(3市)

◎ 鳥獣被害防止対策を効果的に実施するため、また、国民の理解を増進するためには、被害の実態を明らかにすることが求められるが、公表等されている被害は限定的

2 捕獲の実態と狩猟者等の負担(1)

背景等

- ニホンジカやイノシシなどの有害鳥獣の捕獲は、猟友会が中心となって実施。その狩猟者が負担している様々なコスト等についてはあまり明らかにされていない。



- 今回、**調査対象4県の36人の**狩猟者を対象として鳥獣の捕獲について負担している手間やコストの実態を調査(委託調査※)

※ 埼玉県、茨城県、栃木県及び長野県の猟友会に委託し、狩猟者が負担している手間やコストの実態を調査

- 鳥獣の捕獲方法は、以下のとおりであり、それぞれ狩猟免許が必要
 - ・ 銃猟 … 第一種又は第二種狩猟免許
 - ・ わな猟 … わな猟免許
 - ・ 網猟 … 網猟免許

主な調査結果

結果報告書P139~140

- ◆ 狩猟者は、相当の手間やコストを負担しながら、狩猟活動のほか、行政が行う有害鳥獣の捕獲活動(有害鳥獣捕獲、個体数調整)に協力

(委託調査の結果: 狩猟者36人:参考資料P5)

狩猟者の属性	平均年齢 68.4歳(最年少59歳～最高齢77歳)
狩猟者の年間活動実績	鳥獣の捕獲方法 狩猟「銃のみ使用」が22人で最多 有害鳥獣捕獲等「わなのみ」と「わなと銃」が各15人で最多
	平均出猟日数 狩猟44.3日、有害鳥獣捕獲等140.7日(狩猟の3倍超) (年間の出猟日数のうち、有害鳥獣捕獲等の方が多い狩猟者が29人(81%))
	捕獲した鳥獣の処分等の状況 狩猟で捕獲した鳥獣の約7割は自家利用・販売 有害鳥獣捕獲等では約6割が埋設又は焼却処理

鳥獣の捕獲活動に伴う負担等	〔支出(負担)〕 ① 狩猟の免許・登録、猟銃所持・更新などの経費 (1人1年当たり平均約43千円) ② 弹薬、車両燃料などの消耗品等の購入経費 (同307千円) ③ 捕獲した鳥獣の処分等に係る経費 (同60千円) ※ 狩猟者は上記以外に猟銃、わな、車両等の備品等を購入し、維持管理 〔収入〕 国や地方公共団体等の交付金や市町村の有害鳥獣捕獲報償金、わな見回り手当等 1人1年当たり平均約389千円
	〔収支比較〕 収入と支出を単純比較すると、支出が約2万円上回る。なお、備品購入額等を含めると、マイナス分はさらに拡大する。

- 有害鳥獣捕獲等では、わな猟の割合が高く、見回りが大変で体力的に限界との意見あり。
- 狩猟者の一部からは有害鳥獣捕獲等で捕獲したニホンジカの埋設や焼却処理が大きな負担との意見あり。



- 今後、鳥獣の捕獲数を増加させる場合、補助のみならず、捕獲した鳥獣の回収や処分等の作業支援や地域住民全体で行う広域的な鳥獣の捕獲及び防護活動を推進することなどにより、狩猟者の負担軽減に配慮していくことが重要

2 捕獲の実態と狩猟者等の負担(2)

背景等

- 指定管理鳥獣捕獲等事業は、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、環境大臣が定めた鳥獣(指定管理鳥獣:ニホンジカ及びイノシシ)について、都道府県等が捕獲等をする事業



指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者等に委託することが可能

(鳥獣保護管理基本指針のIVの第四)

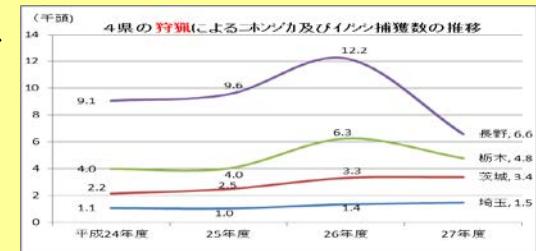
- 認定鳥獣捕獲等事業者とは、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有すると都道府県知事から認定された事業者

主な調査結果

結果報告書P136~137

- ◆ 猟友会が行政の鳥獣被害防止の取組に多くの時間協力している中、「指定管理鳥獣捕獲等事業」の実施は獵友会頼り。
また、狩猟免許所持者数の減少や高齢化が進む中、当面の捕獲活動への影響を懸念する意見あり。

○ 調査対象4県のニホンジカ・イノシシの捕獲数



○ 調査対象4県の指定管理鳥獣捕獲等事業

※ 認定鳥獣捕獲等事業者(平成28年10月6日現在)

… 茨城県及び栃木県: 猎友会

長野県: 民間事業者6、埼玉県: 民間事業者1

- ・ 長野県及び埼玉県の事業では、認定事業者ではなく、それに準ずる県獵友会に大半を委託(獵友会以外は各々1事業者)(注)

(注) 埼玉県の事業を受託している事業者は、他県の認定事業者

- ・ 県獵友会以外で認定されている7事業者のうち6事業者は、当該制度の開始(平成27年度)から日が浅いこともあり、27年度末現在、受託実績なし。



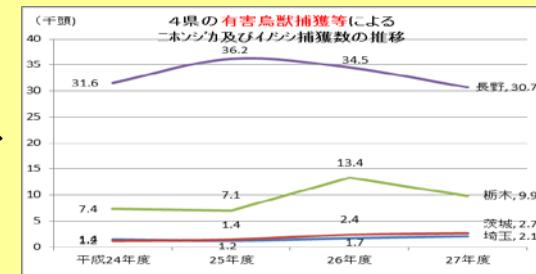
現状では獵友会頼みとなっている状況

○ 関係者の意見

- ・ 県獵友会以外の認定鳥獣捕獲等事業者からは、当該事業における認定鳥獣捕獲事業者の更なる活用の推進を求める意見あり。
- ・ 狩猟者への委託調査では、狩猟者の高齢化が進み後継者が激減しているので若い狩猟者の育成を早急にお願いしたいとの意見あり



◎ 獵友会については、現状において、既に多くの時間を行政による鳥獣被害防止の取組に協力している状況にあることなどから、獵友会以外の認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲活動の担い手を積極的に確保・活用していくことが重要



3 捕獲した鳥獣の処分等

背景等

- 鳥獣の捕獲者は、捕獲した場所に鳥獣を放置してはならない。
(鳥獣保護管理法第18条)

- 有害鳥獣捕獲等においては鳥獣の処分方法を市町村等が指定

 捕獲者が自家利用等で持ち帰らない場合には、捕獲した鳥獣を自ら埋設したり、焼却施設に運搬して処分する必要あり

- 国及び地方公共団体は、捕獲等をした対象鳥獣の適正な処理及び有効な利用を図るため、施設の整備充実、適切な処理方法についての指導、有効な利用方法の開発、食品利用技術の普及、加工品の流通の円滑化等の必要な措置を講ずるとされている。

(鳥獣被害防止特措法第10条)

- 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」においても、捕獲した鳥獣の食肉としての利活用を推進することとしている。



- 捕獲した鳥獣の利活用の拡大が捕獲した鳥獣の処分のコストや負担を軽減し、捕獲活動の増進につながるものと考えられるが、様々な制約等から、食肉利用は僅か。

主な調査結果

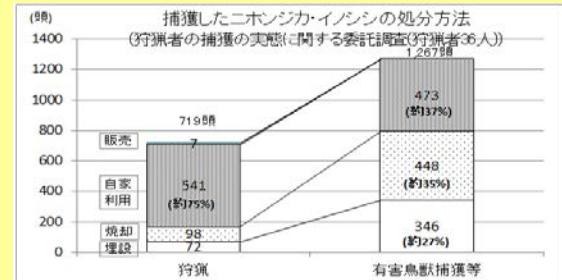
結果報告書P150~156

- ◆ 有害鳥獣捕獲等で捕獲した鳥獣の処分は、自家利用する場合を除き、埋設や焼却により処理
埋設場所の確保、焼却施設までの運搬の負担やコストが課題。利活用にも課題あり。

(有害鳥獣捕獲等で捕獲した鳥獣の処分状況)

- 調査対象12市町の有害鳥獣捕獲等で捕獲した鳥獣は、専ら、埋設又は焼却によって処分を実施
 - i) 焚却可能な施設がないなどの理由から埋設処分のみとしているもの(4市町)
 - ii) 焚却処分のみとしているもの(2市町)
 - iii) 焚却処分と埋設処分を実施しているもの(6市町)

- 前出の委託調査における、捕獲した鳥獣(ニホンジカ1,184頭、イノシシ802頭)の処分等の状況
(狩猟による捕獲) 約75%が自家利用
(有害鳥獣捕獲等による捕獲) 自家利用が約37%
 焼却処理が約35%
 埋設処理が約27%



- 捕獲した鳥獣の埋設や焼却処理について、市町村、狩猟者等から、①適當な埋設場所の確保が難くなっている、②シカなどの大型獣の焼却施設までの運搬、解体の負担が大きくなっている、などの意見あり。

- 調査対象県・市町の中には、狩猟者の負担が大きいことなどから、有害鳥獣捕獲作業等の支援業務(埋設に係る経費(重機レンタル代等)の補助、埋設に加え焼却処分の実施、捕獲個体収集運搬経費の補助、捕獲後の処理業務の外部委託等)を実施しているものあり。

- 平成27年度の食肉加工施設における加工頭数はいまだ少数。

茨城県内(1施設)5頭、栃木県内(1施設)193頭、埼玉県内(2施設)194頭、長野県内(28施設)2,310頭

- ①埋設処理に焼却処理を加えたことより、捕獲数が増加したという例や②焼却施設までの時間が負担であるとして農繁期の捕獲を避けているとする意見があるなど、鳥獣の処分の効率性が捕獲数に影響を与えるとの実態あり。



- 今後、更に強化される捕獲活動を円滑に進めるためには、捕獲した鳥獣の利活用や処分に係る負担軽減を一層推進する取組の徹底など、処分の効率化を図る必要があると考えられる。

調査結果に基づく改善通知事項（関係機関に改善措置を求める事項）

(1) 農作物被害状況調査における被害状況の把握手法

改善通知事項

県及び市町村において、合理的かつ共通的な考え方に基づく被害実態の把握・算定が的確に行われるよう、助言等を行う必要がある。（関東農政局）

主な調査結果

結果報告書P91～92

（農林水産省の被害状況調査に当たっての留意事項）

農作物被害を的確に把握するため、「極力、複数の方法を組み合わせて被害状況を把握すること」、「特に、関係者への聞き取り調査に当たっては、別の客観的資料等との照合により検証作業を行うことが重要」とされている。

- 調査対象市町の中には、被害の把握方法を農業共済組合への照会から農業生産者へのアンケートに変更した結果、被害額が約8倍になるなど、これまで見えていなかった被害が明らかになったとしているものあり。なお、アンケート回答内容のチェックのために、農作業に精通した職員によるチェックを実施
- 調査対象4県内の全市町村の被害状況の把握方法数の推移は、
 - i) 茨城県、栃木県及び長野県は、複数の方法を組み合わせた把握方法を探る市町村が増加
 - ii) 埼玉県は、逆に減少（平成24年度45市町村→27年度40市町村）

(2) 広域捕獲・防護の推進

改善通知事項

複数の市町村が行う、広域捕獲・防護等の対策を一層推進するための被害防止計画の作成や相互の連携協力等の取組について、都道府県を通じて助言等を行う必要がある。（関東農政局）

主な調査結果

結果報告書P120

（鳥獣被害防止指針）

「追払い活動等の実施に当たっては、他の地域に被害が拡大しないよう、近隣の地域との連携・協力に努めること」、「被害防止対策においては、鳥獣の行動域に対応して、広域的な取組を行うことが効果的であるとされており、このため、地方公共団体は、地域の状況を踏まえ、必要に応じて近接する地方公共団体と相互に連携協力しつつ、被害防止対策を実施すること」とされている。

【広域的な取組が行われている例】

隣接する2市の境界付近に生息する鳥獣について、両市が共同で同日に捕獲活動を実施することによって、鳥獣が越境して逃げることを防ぐことができるようになった。

【広域的な取組が必要とみられる例】

隣接する市及び町では、600頭前後のサルが複数の群れを形成し、市町を往来して農作物に被害。市では、農業生産者等と協力して、捕獲や追払い活動を積極的に実施。一方隣接する町では、積極的な活動未実施の結果、市から追い払われたサルが一時、隣接する町に逃げ込み、再度、市に戻るといった状況が継続。